

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p><u>第一章の二</u> 原子力災害対策指針（第六条の二）</p> <p><u>第一章の三</u> <u>地域原子力防災協議会</u>（第六条の三）</p> <p>第二章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章の二 原子力災害対策指針</p> <p>第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（次項及び次条第一項において「原子力災害対策」という。）の円滑な実施を確保するための指針（以下「原子力災害対策指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p><u>第一章の二</u> <u>原子力災害対策指針</u>（第六条の二）</p> <p>（新設）</p> <p>第二章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章の二 原子力災害対策指針</p> <p>第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（次項において「原子力災害対策」という。）の円滑な実施を確保するための指針（以下「原子力災害対策指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>

第一章の三 地域原子力防災協議会

(新設)

第六条の三 内閣総理大臣は、原子力事業所の区域をその区域に含む都道府県及び当該都道府県と相互に連携協力して原子力災害対策を実施する必要がある都道府県として政令で定める都道府県の区域（以下この条において「対象地域」という。）ごとに、原子力災害に関する地域防災計画（災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。次条第一項において同じ。）の作成及び第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十八条第一項の規定により災害予防責任者（地方公共団体の長に限る。）が行う防災訓練のうち指定行政機関が参加し、総合的に行うものの実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条において「地域原子力防災協議会」という。）を組織するものとする。

2| 地域原子力防災協議会は、内閣総理大臣、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関）及び当該地域原子力防災協議会に係る対象地域を管轄する都道府県知事（当該都道府県の加入する広域連合（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の広域連合をいう。以下この項において同じ。）であつて、原子力災害対策に関する事務を処理するものがある場合にあつては、当該都道府県知事及び当該広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を

置く広域連合にあつては、理事会）又はこれらの指名する職員をもつて構成する。

3 地域原子力防災協議会において協議が調つた事項については、地域原子力防災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならぬ。

4 前二項に定めるもののほか、地域原子力防災協議会の運営に關し必要な事項は、地域原子力防災協議会が定める。

5 第一項の協議を行う場合において必要と認められるときは、対象地域を管轄する市町村長又は学識経験のある者の意見を聴くものとする。

(原子力事業者防災業務計画)

第七条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、内閣府令・原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に關し、原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならぬ。この場合において、当該原子力事業者防災業務計画は、地域防災計画及び石油コンビナート等災害防止法第三十一条第一項に

(原子力事業者防災業務計画)

第七条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、内閣府令・原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に關し、原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならぬ。この場合において、当該原子力事業者防災業務計画は、災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画及び石油コンビ

規定する石油コンビナート等防災計画（次項において「地域防災計画等」という。）に抵触するものであつてはならない。

2
2～4 （略）

（原子力災害対策本部の組織）

第十七条 （略）

2
2～8

9 原子力災害対策本部に、原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては緊急事態応急対策実施区域（第十五条第二項第一号に掲げる区域（第二十条第六項の規定により当該区域が変更された場合にあつては、当該変更後の区域）をいう。以下同じ。）において、原子力緊急事態解除宣言があつた時以後においては原子力災害事後対策実施区域（第十五条第四項第一号に掲げる区域（第二十条第七項の規定により当該区域が変更された場合にあつては、当該変更後の区域）をいう。以下同じ。）において当該原子力災害対策本部長の定めるところにより当該原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害現地対策本部を置く。この場合においては、地方自治法第百五十六条第四項の規定は、適用しない。

ナート等災害防止法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画（次項において「地域防災計画等」という。）に抵触するものであつてはならない。

2
2～4 （略）

（原子力災害対策本部の組織）

第十七条 （略）

2
2～8

9 原子力災害対策本部に、原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては緊急事態応急対策実施区域（第十五条第二項第一号に掲げる区域（第二十条第六項の規定により当該区域が変更された場合にあつては、当該変更後の区域）をいう。以下同じ。）において、原子力緊急事態解除宣言があつた時以後においては原子力災害事後対策実施区域（第十五条第四項第一号に掲げる区域（第二十条第七項の規定により当該区域が変更された場合にあつては、当該変更後の区域）をいう。以下同じ。）において当該原子力災害対策本部長の定めるところにより当該原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害現地対策本部を置く。この場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十六条第四項の規定は、適用しない。

10
 14 (略)

(災害対策基本法の規定の読替え適用等)
 第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第四十条第三項	災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第四十条第四項	内閣総理大臣	内閣総理大臣及び原子力規制委員会
第四十条第五項	内閣総理大臣 ときは、中央防災会議の意見を聴くものとし	内閣総理大臣及び原子力規制委員会 場合において

10
 14 (略)

(災害対策基本法の規定の読替え適用等)
 第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第四十条第三項	災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

2 ～ 6	(略)
	(略)
	(略)

2 ～ 6	(略)
	(略)
	(略)

改正案	現行
<p>（原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項による読替之後）</p> <p>（都道府県地域防災計画）</p> <p>第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。</p> <p>2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「管轄指定地方行政機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の原子力災害予防対策、情報の収集及び伝達、原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原</p>	<p>（原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項による読替之後）</p> <p>（都道府県地域防災計画）</p> <p>第四十条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>

子力災害が生ずる蓋然性を含む。)に関する情報の伝達、避難、救難、救助、衛生その他の緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策に関する事項別の計画

三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣及び原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならぬ。

5 内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聴くものとする。

3 (同上)

4 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第四項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の原子力災害予防対策、情報の収集及び伝達、原子力緊急事態宣言その他原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)に関する情報の伝達、避難、救難、救助、衛生その他の緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策に関する事項別の計画

(市町村地域防災計画)

第四十二条 (同上)

2 (同上)

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事及び原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事及び原子力規制委員会は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けた場合において、必要がある

3
(同上)

4
(同上)

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、

と認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見を聴くものとする。

7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7
(同上)